

2022年度みなし小売電気事業者部門別収支計算規則
事業者設定基準届出書

営企料第2号

2023年7月24日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 池 辺 和 弘

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

別表第1 3.(1)に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[別表第1 3.(1)関係]

1 別表第1 3.(1)に規定する基準

3. 2.により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

(1) 次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

(略)

渇水準備金引当又は取崩し

渇水準備金引当 特定需要部門

渇水準備引当金取崩し(貸方) 特定需要部門

2 設定した基準

別表第1 3.(1)に定める渇水準備引当金取崩し(貸方)については、別表第1 3.(1)に規定する基準によらず、次の基準により整理する。

渇水準備引当金取崩し(貸方)のうち、改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条第2項に規定する「特別の理由」がある場合において、経済産業大臣の許可を受けて実施した渇水準備引当金の取崩しについては、特定需要・一般需要外部門に整理する。

その他の渇水準備引当金取崩し(貸方)については、特定需要部門に整理する。

3 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

渇水準備引当金は、毎事業年度における水力発電電力量の変動が収支に与える影響を緩和するため、平年よりも豊水の場合に積み立て、渇水の場合に取り崩すものであるが、「特別の理由」がある場合における渇水準備引当金の取崩しについては、水力発電電力量の変動に起因したものではないことから、特定需要・一般需要外部門に整理することが適切であるため、上記の基準を設定することとした。

別表第1 3.(2)に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[別表第1 3.(2)関係]

1 別表第1 3.(2)に規定する基準

3. 2.により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

(2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電気事業雑収益 料金収入比

営業費用

電気事業営業費用

(略)

事業税 料金収入比

2 設定した基準

別表第1 3.(2)に規定する電気事業雑収益及び事業税の特定需要部門及び一般需要部門への配分については、別表第1 3.(2)に規定する基準によらず、次の基準により収益及び費用として整理する。

科 目		配分基準
電気事業雑収益	延滞利息	特定需要部門及び一般需要部門へ直課
	電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金のうち電気料金値引き原資	特定需要部門及び一般需要部門へ直課
	契約超過金	一般需要部門へ直課
	再エネ交付金 (事業税相当額) (過年度精算分を含む)	特定需要・一般需要外部部門へ直課
	その他	料金収入比
事業税	再エネ交付金(事業税相当額)に相当する額(過年度精算分を含む)	特定需要・一般需要外部部門へ直課
	その他	料金収入比

3 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

電気事業雑収益のうち延滞利息及び電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金のうち電気料金値引き原資は、特定需要部門・一般需要部門各々の金額が特定できるが、別表第1 3.(2)の基準に基づき配分すると、特定した金額と不一致になるため、別表第1 3.(2)の基準によらず、特定需要部門及び一般需要部門へ直接整理する上記の基準を設定することとした。

契約超過金は、一般需要部門に係る収益であるが、別表第1 3.(2)の基準に基づき配分すると、特定需要部門にも整理されるため、別表第1 3.(2)の基準によらず、一般需要部門へ直接整理する上記の基準を設定することとした。

再エネ交付金（事業税相当額）は、過年度精算分も含めて、従来から特定需要・一般需要外部門へ整理していたが、別表第1 3.(2)の基準に基づき配分すると、特定需要部門及び一般需要部門に整理されることとなるため、従来と同様に特定需要・一般需要外部門に整理すべきと考え、上記の基準を設定することとした。

また、事業税においては、再エネ交付金（事業税相当額）に相当する額（過年度精算分を含む）を、従来から特定需要・一般需要外部門へ整理していたが、別表第1 3.(2)に基づき配分すると、特定需要部門及び一般需要部門に整理されることとなるため、従来と同様に特定需要・一般需要外部門に整理すべきと考え、上記の基準を設定することとした。

別表第1 4. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

[別表第1 4. 関係]

1 別表第1 4. に規定する基準

4. 2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

2 設定した基準

接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、近接性評価割引については、発受電量比により、事業者がその小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る）をいう。）を行うために使用する電気に係る託送供給に要する費用については、別表第1 5. までの規定により特定需要部門及び一般需要部門に整理された電気事業費用（接続供給託送料を除く。）の合計額のうち、特定需要部門及び一般需要部門ごとの電気事業費用（接続供給託送料を除く。）の額の占める割合により配分する。

3 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

2. に掲げるものについては、特定需要部門及び一般需要部門に係るものを特定することが困難であるため、より適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

別表第1 5. (1) ①に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[別表第1 5. (1) ①関係]

1 別表第1 5. (1) ①に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(1) 電気事業財務費用の整理

① 電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

1) 発生 の 主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備（汽力発電設備及び内燃力発電設備をいう。以下同じ。）、原子力発電設備、新エネルギー等発電等設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。）を算定し、これらを合計した額（以下「固定資産合計額」という。）を算定すること。

2) 電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 水力発電費
火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 火力発電費
原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 原子力発電費
新エネルギー等発電等設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 新エネルギー等発電等費
業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 一般管理費
休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 休止設備費
貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 貸付設備費
事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 営業外費用

2 設定した基準

別表第1 5. (1) ①に規定する固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）については、資産の主な用途を勘案して整理した額とする。

3 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、新エネルギー等発電等設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産への整理にあたり、財務会計上の整理と発生 の 主な原因が異なる資産について、資産の主な用途を勘案したより適切な整理を行なうため、上記基準を設定することとした。

別表第1 5.(2)②に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[別表第1 5.(2)②関係]

1 別表第1 5.(2)②に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
- (2) 一般管理費((1)により整理されたものを含む。以下この(2)において同じ。)を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー発電等費及び販売費(以下「5部門」という。)に配分することにより整理すること。
- ② ①の整理により難い費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

別表第3

費用等の項目	一般管理費	
	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

2 設定した基準

(1) 活動帰属基準

費用等の項目			一般管理費	
			活動帰属基準	配賦基準
賃借料	借地借家料	寮・社宅賃借料	直課された各部門人員数比	—
		その他借地借家料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
	機械賃借料	その他機械賃借料	直課された各部門人員数比	—
委託費	システム開発委託費		直課された各部門人員数比	—

	事務所清掃管理委託費	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有 物件及び賃借物件とする。)	—
	株式財務関係業務委託費	各部門設備別帳簿価額比	—

(2) 配賦基準

費用等の項目		一般管理費	
		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	活動帰属基準により配分された賃借料を除くその他賃借料	—	直課された各部門賃借料比
委託費	活動帰属基準により配分された委託費を除くその他委託費	—	直課された各部門委託費比

3 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料のうち寮・社宅賃借料及びその他機械賃借料並びに委託費のうちシステム開発委託費については、設備等の利用に応じて発生する費用であり、当該設備を利用する人員数と相関があると考えられることから、当該費用の発生により関連が見られる「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

また、委託費のうち株式財務関係業務委託費については、事業運営に要する設備に起因して発生する費用であり、設備の現在価値である帳簿価額と相関があると考えられることから、当該費用の発生により関連が見られる「各部門設備別帳簿価額比」を設定することとした。

配賦基準については、活動帰属基準により配分された賃借料又は委託費を除く当該費用を5部門に整理するものであることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門賃借料比」及び「直課された各部門委託費比」を設定することとした。

別表第1 5.(4)に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[別表第1 5.(4)関係]

1 別表第1 5.(4)に規定する基準

5. 2.により各欄に整理された額のうち、3.及び4.に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(4) (1)から(3)までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を合計したもの(以下この(4)、(5)及び(10)において「送配電非関連費用」という。)とに整理すること。

この際、他社購入電源費(特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。)、非化石証書購入費及び他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。)を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

2 設定した基準

非化石証書購入費及び非化石証書販売収益については、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案した配分は行わず、送配電非関連費用に直接整理する。

3 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

2.に掲げるものについては、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して配分することが困難であることから、より適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

別表第1 5.(5)による基準に代わるものとして設定した基準

[別表第1 5.(5)関係]

1 別表第1 5.(5)に規定する基準

5. 2.により各欄に整理された額のうち、3.及び4.に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(5) (4)により整理された送配電非関連費用（販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この(5)において同じ。）を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定により同条第1項の認可を受けたとみなされる改正法第1条の規定による改正前の法第19条第1項若しくは第4項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第4項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり、小売料金算定規則第8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この(5)及び(6)において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この(5)及び(8)において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難しいときは、小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

2 設定した基準

送配電非関連費用

科 目	配分基準
給料手当（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分。
給料手当振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分。
雑給（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分。
消耗品費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用と送配電非関連可変費用の割合が一对一となるように配分。
修繕費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分。

委託費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分。
養成費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分。
諸費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分。
他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に配分。
建設分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分。
附帯事業営業費用分担関連費振替額 （貸方）（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分。
他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に配分。
電気事業財務費用	電気事業財務費用のうちの環境対策費は送配電非関連可変費用、それ以外は送配電非関連固定費用に配分。
非化石証書関連振替額	送配電非関連可変費用に配分。
非化石証書販売収益	送配電非関連可変費用に配分。

3 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について、別表 1. 5.（5）の規定により、送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について、事業者設定基準により配分する必要がある。当該営業費用等の内容に応じて整理するための基準として明確にするため、上記の基準を設定することとした。

別表第1 7. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

[別表第1 7. 関係]

1 別表第1 7. に規定する基準

7. 法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうち各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

2 設定した基準

法人税等のうち、法定実効税率の変更による繰延税金資産の増加又は減少に係る法人税等調整額については、特定需要・一般需要外部部門の欄に整理し、それ以外の法人税等の配分については、各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうち各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により行うものとする。ただし、法人税等が零を下回る場合にあっては、各部門に整理された税引前当期純利益又は税引前当期純損失の合計額のうち各部門ごとの税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により配分するものとする。

3 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

法定実効税率の変更による繰延税金資産の増加又は減少に係る法人税等調整額については、経常的に発生せず、特別利益または損失の配分にかかる別表第1 3. (1) の基準と同様に特定需要・一般需要外部部門の欄に整理すべきものと考えられるが、別表第1 7. の基準に基づき配分すると、各部門に整理されることとなるため、法人税等における法人税等調整額の内容ならびに各部門に整理された税引前当期純利益および税引前当期純損失の状況を踏まえた、より適切な整理を行うため、上記の基準によることとした。